



63条に基づき返還させる決定（以下「本件返還決定」という。）を行い、通知した。

- 5 平成29年9月4日、請求人は、大阪府知事に対し、本件返還決定の取消しを求める審査請求をした。

#### 審理関係人の主張の要旨

##### 1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には次の趣旨の記載がある。

から、障害等級が2～3級になっていたのに、支払い過ぎだったと、31万5千540円を返還請求された。

19ヶ月もの長期間放置し、年度変わりもあったのに、誰も気付く事なく、突然聞かされた。新聞、テレビ等で詐取しようと申請している人も多い中、何も知らない私にとって寝耳に水の話でひどい話です。何級がいくらとか私は知る訳がない。19ヶ月分、私にはすごい大金です。

府会議員のA先生に相談に行きました。普通は「怒る」と言っていました。一般の会社では許されますか？放置した人達の弁償になるのではないのでしょうか？

このような事は、時々あると役所は言っていたけど、それは、いけない事でしょう。19ヶ月はひどいです。私は役所から言われた通り、提出物は持参しているのに。

は、人はいっぱいいるのに一体どうなっているのでしょうか？宜しくお願い致します。

- (2) 請求人から提出のあった証拠書類には次の記載がある。

平成29年7月18日付けで処分庁が請求人に対し通知した本件返還決定通知書には、「1返還金・徴収金決定額 金315,540円、4決定理由 障がい者手帳がH28年1月で等級変更したが障がい者加算が過支給されていた。H28年2月～H29年7月の障がい者加算計315,540円を保護に要した費用を返還する旨定めた法第63条により返還決定します。5返還対象額 金315,540円、6返還額 金315,540円」との記載がある。

- (3) 平成29年10月31日付けで、審理員は請求人に対して、後記2 処分庁の主張の(1)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求め、また平成30年1月10日に反論書の提出期限の再設定について通知をしたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

##### 2 処分庁の主張

- (1) 審理員が平成29年10月30日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 弁明の趣旨

本職が請求人に対して行った本件返還決定は、法に基づいて適法に行ったものであり、請求人の審査請求を棄却するとの裁決を求める。

イ 事実経過

(ア) 平成25年12月3日 生活保護開始決定

(イ) 平成26年1月24日 請求人より、精神障がい者保健福祉手帳の写しを受理。

(ウ) 平成26年1月27日 精神障がい者保健福祉手帳の交付日である平成26年1月7日の翌月にあたる平成26年2月分の保護費より、障がい者加算を算定することを決定した。

(エ) 平成28年2月1日 精神障がい者保健福祉手帳の有効期限が平成28年1月31日であったため、更新手続きがなされ、障害等級が2級から3級に変更される。

(オ) 平成29年7月14日 精神障がい者保健福祉手帳を確認したところ、請求人の障がい者加算が算定されたままであることが判明したため、翌月平成29年8月分保護費より障がい者加算を削除。

同日、請求人宅の家庭訪問を実施し、障がい者加算の算定誤りによる返還金が生ずること及び平成29年8月分以降の保護費における障がい者加算の削除について説明を行った。併せて審査請求の手続きに関しても説明した。

(カ) 平成29年7月18日 ケース診断会議を開催。精神障がい者保健福祉手帳の等級変更がなされ、障がい者加算が非該当となった平成28年2月から平成29年7月までの期間に支給した障がい者加算の合計額315,540円について、請求人に対し、法第63条に基づき返還を求めることを決定した。

同日、本件返還決定。

ウ 処分の正当性について

法第8条第1項では、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされており、同項の「厚生労働大臣の定める基準」として、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の

基準」という。)が定められている。

そして、障害者加算の対象者については、保護の基準別表第1第2章-2-(2)-イにおいて、「障害等級表の3級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者」と定められている。

また、法第63条では、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返納しなければならない。」と定められている。

なお、法第63条の「等」に関しては、「改訂増補生活保護法の解釈と運用(厚生省社会局保護課長小山進次郎著)」の649頁から650頁において、「調査不十分のため資力あるにもかかわらず、資力なしとして誤認して保護を決定した場合或いは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合等である。」とされており、同条が、保護の実施機関が誤って高額の決定をした場合に過払いとなった保護費の返還を求める趣旨も含んでいるものと解されている。

本件において、処分庁は、平成29年7月14日に、請求人の精神障がい者保健福祉手帳について、平成28年1月の更新時に障害等級が2級から3級に変更され、保護の基準別表第1第2章-(2)-イの要件を満たさなくなっていたことを確認したため、平成29年8月分以降の保護費において、障害者加算を算定しないこととする決定を行い、過払いとなった平成28年2月から平成29年7月までの間の障害者加算の合計額315,540円については、上記の趣旨を踏まえ、法第63条に基づき、請求人に返還を求める決定を行った。

法律上の争点は、誤って支給した障害等級変更後の障害者加算について法第63条に基づく返還金決定を行うことが可能かどうかという点となるが、障害者加算を認定するに当たらない請求人に対して障害者加算を誤って支給していた相当額を返還金決定としていることから、最低限度の生活を上回る保護を受けていた事実により、法第63条により法律解釈上、何ら処分庁に違法な点はないと判断する。

以上のとおり、本件返還決定に違法や不当な点はないことから、本件審査請求は理由なしとして棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成25年12月3日に処分庁が行った受付面接の受付面接記録票には、「精神保健福祉手帳更新されていないため、加算の認定ができず保護費が前回より下がることになると説明。」との記載がある。

イ 平成26年2月の保護決定調書には、「決定理由 精神保健福祉手帳の取得により、障がい者加算を開始します。」との記載があり、加算の欄に「種別 身3国2 金額 17,600」との記載がある。

ウ 平成26年1月24日付けで処分庁が受理している請求人の障害者手帳には、「障害等級2級」、「有効期限 平成28年1月31日」との記載がある。

エ 平成29年7月14日付けのケース記録票には、「請求人、障がい者手帳所持。H28年1月の更新の際、等級が2級→3級に変更となっていたが、今日まで障がい加算がついたままとなっていた。変更および返還が生じる事を説明しに訪問したもの。

請求人に説明。憤慨する。職務怠慢だとの事。

謝罪すると、『謝ったら返さんですむの?』と話すので返還に変わりはない事を説明。審査請求についても説明するも、処分妥当と判断されれば返納してもらうことを説明。

意味は理解できたが、二つ返事で返納する事に納得できないので、63条返還の決定通知を受け取り次第、審査請求をおこない、結果により返納しますとの事。

63条返還の決定は文書にておこなう事、8月より加算額を削除する事を伝えた。請求人了。

また、今後は手帳の更新時や、生活上の変化はWOにすぐさま報告するよう指示。『そんな事わかってるわ!言われたことは守るねん!』とこれまでにWOから手帳の提示の指示がなかったと憤慨していた。WOへの不平不満を止めどなく話していた。』との記載がある。また、「本日目視にて手帳確認」との記載がある。

オ 平成29年8月の保護決定調書には、「決定理由 請求人の障害加算の認定を削除します。」との記載がある。

カ 平成29年7月14日付けのケース記録票には、「請求人 H28.1月～等級変更で障がい手帳が2級→3級に変更している事が判明した。(システム確認)8月より認定削除し、H28.2月～29年7月分までの加算については63条返還をおこなう予定。請求人に説明済」との記載がある。

キ 平成29年7月18日のケース診断会議記録票には、ケースの概要と問題点として「請求人精神障がい者手帳所持。平成28年1月の更新時に等級が2級→3級に変更となった。本来等級変更された翌月の平成28年2月から障がい者加算の認定を削除すべき所、現在まで障がい者加算、身3国2の17,530円が付けられていた。平成28年2月～平成29年7月まで、 $17,530円 \times 18ヶ月分 = 315,540円$ の過支給分について63条返還決定としたいが如何か? ※(主)には7月14日臨時訪問をおこない説明済。」、結果(内容及び結論)として、「妥当な判断である。過支給の315,540円全額を生活保護法第63条により返還決定をおこなう。」との記載がある。

## 理 由

### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めており、これを受けて、保護の基準が定められている。
- (3) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「急迫の場合等」の「等」とは、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の設定をした場合等であると解されている。
- (4) 厚生年金保険法施行令第3条の8は、障害等級について「厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、1級及び2級についてはそれぞれ国民年金法施行令別表に定める1級及び2級の障害の状態とし、3級については別表第一に定めるとおりとする。」と定めている。
- (5) 保護の基準別表第1第2章の2障害者加算の(2)において「障害者加算は、次に掲げる者について行う。」とし、次に掲げるものとして、「ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表(以下「障害等級表」という。)の1級若しくは2級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）」、「イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)。ただし、アに該当する者を除く。」と定めている。
- (6) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第7の2の(2)のイの(ア)において、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」と定めており、(イ)において、「身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、

保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」と定められている。

- (7)「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第7の65において、「局長通知第7の2の(2)のエの(イ)にいう『障害の程度が確認できる書類』には、精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合限り、」当該手帳が含まれるものとして解して取り扱って差し支えないと定めている。

## 2 本件返還決定について

- (1) 本件についてみると、前記2 処分庁の主張のとおり、処分庁は、平成29年7月14日に、請求人の精神障害者保健福祉手帳について、平成28年2月の更新時に障害等級が2級から3級に変更され、障害者加算の認定の要件を満たさなくなっていたことに気づいたため、前記1の(1)から(3)に基づき、平成28年2月から平成29年7月までの間に請求人に対し支給した保護費の過支給額315,540円について、本件返還決定を行ったことが認められる。

### (2) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、以上の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない(福岡地方裁判所平成26年3月11日判決、及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決参照)。

### (3) 本件返還決定がされた経緯について

平成29年7月14日、障害者加算の認定の誤りに気付いた処分庁は、請求人宅を訪問し、これまでに支給した加算分を返還してもらわなければならないことを伝え、その後、同月18日のケース診断会議における検討を経て、請求人に対し、同日付けで法第63条に基づき本件過支給費用の返還を求める本件返還決定を行った。

以上の経緯からは、処分庁が本件返還決定を行うまでの間に、請求人の資産や収入の状

況、生活実態、本件過支給費用の使用の状況等について、具体的に調査を行ったことを裏付ける事実を認めることができない。また、調査の結果を踏まえ、本件過支給費用の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によっても求めることが、請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、請求人世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をした形跡も見出すことができない。

そして、本件においては、請求人にも精神障害者保健福祉手帳の更新及び等級の変更について処分庁への報告を行わなかったという瑕疵は認められるものの、処分庁は、請求人の精神障害者保健福祉手帳の有効期限を把握しており、自ら変更後の等級について確認することが可能だったにも関わらず、更新時期から約1年半もの間、確認作業を怠っている。

#### (4) まとめ

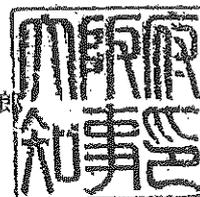
以上のとおり、処分庁が、本件返還決定に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、請求人の資産や収入の状況、生活実態など検討すべき個別具体の事情についての調査を行っていない点において、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして、本件返還決定に違法な点があると認められ、取消しを免れない。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年6月26日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提

起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

